

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年12月17日

東京都作業部会確認年月日 令和元年12月17日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年6月19日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（宮城スタジアム）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、本大会におけるサッカーの競技会場となる宮城スタジアムの運営に必要な施設を確保するに当たり、必要となる会場使用料である。 ・ オリンピック競技が実施される予定であり、大枠の合意に基づき、全額を東京都が負担する事項である。 ・ パラ経費は該当なし。 <p style="color: red;">(令和2年5月29日 契約変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

経費の内容等 が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から 妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 宮城スタジアムは、東京 2020 大会のサッカーの競技会場であり、土地、施設等の確保は、大会運営に不可欠である。 (令和 2 年 5 月 29 日 契約変更に伴う確認・追記) 今般の 2020 大会の開催時延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 なお、今回の契約変更は、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 大会延期の決定を受け、令和 2 年 6 月から指定管理者による宮城スタジアムの一般利用再開が決定したため、一般利用に支障となる仮設物をそれまでに完了すべく撤去する必要があった。 ② 一方で、延期後の大会に向け、全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、(一般利用に支障の無い仮設物を)残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が安価となることが判明した。 これらを踏まえ、宮城スタジアムの一般利用が再開される令和 2 年 6 月以降については、会場使用料縮減の観点から、仮設物を撤去した場所や、大会延期に伴い、現段階で借上げが不要な場所に係る使用は見直しを行う必要がある。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の使用期間については、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和 2 年 5 月 29 日 契約変更に伴う確認・追記) 契約の変更については、残置する仮設物が確定されるのが令和 2 年 5 月末であると、組織委員会より説明を受けており、令和 2 年 6 月以降は、最小面積での借上げに変更申請することで、効率性が図られる。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 会場使用料は、「県立都市公園条例」に基づき算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 (令和 2 年 5 月 29 日 契約変更に伴う確認・追記) 契約の変更について、残置する面積が確定される直後の令和 2 年 6 月からとすることにより、経費の削減が図られる。 	
その他経費の内容等 が公費負担の対象として 適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う使用料負担は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切と言える。 	

ること	<ul style="list-style-type: none">借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。宮城県及び指定管理者と引き続き交渉し、一層の経費削減を図り、V3 予算内に収めること。 <p>(令和2年5月29日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none">また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。	
-----	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。